

- 無届、又は虚偽の届出をしてホテル等を建築する者に対しては、建築の中止を命じます。
- 条例の規則を守っていただくため、必要な勧告をすることがあります。
- 建築後であっても構造等が届出と相違しているときは原状回復を勧告します。
- 建築中又は建築後に職員による立入調査をしますのでご協力ください。
- 中止命令違反、届出義務違反及び立入調査の協力義務違反に対しては、懲役又は罰金が科せられます。



詳しいことは企画課へおたずねください

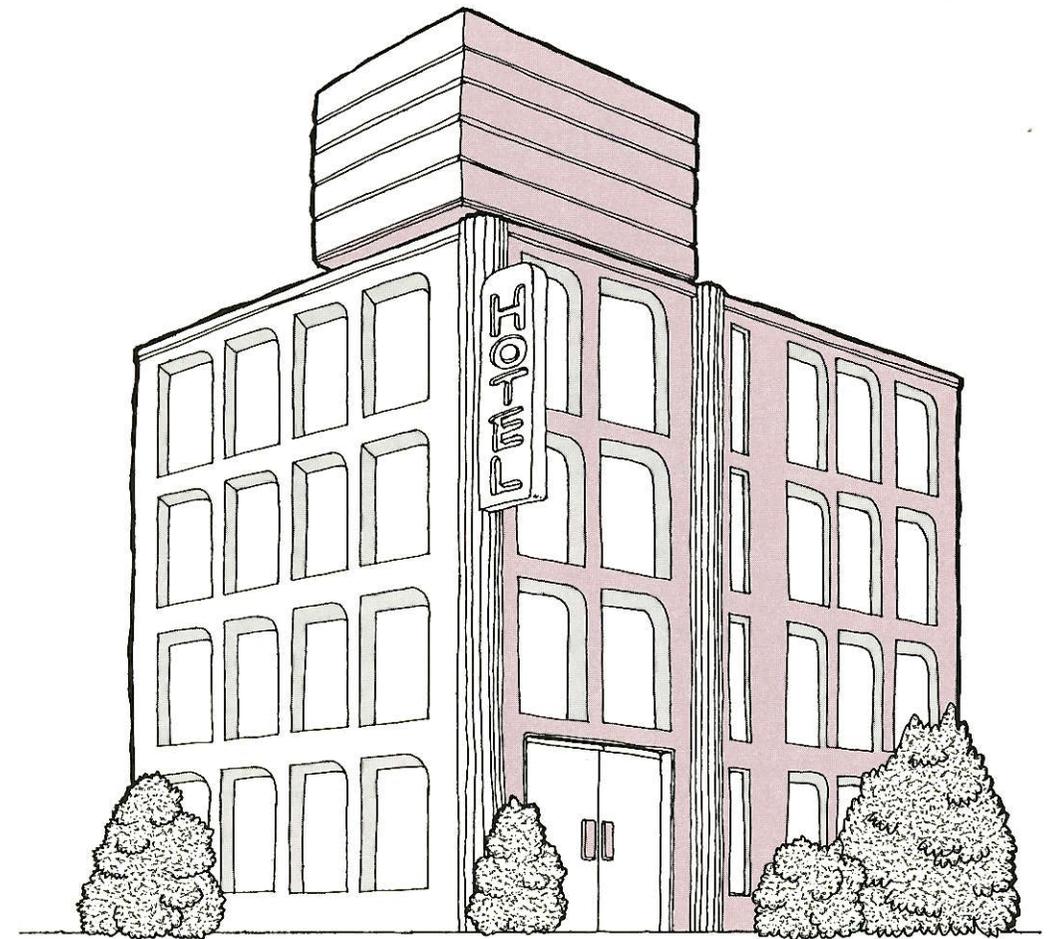
清川村役場

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地(☎243-01)

Tel.(0462)88-1211(代表)

FAX.(0462)88-1767

快適で良好な
生活環境の実現のために



清川村

清川村にホテルや旅館などを建築するときは、次のような手続きが必要です。

（ホテル等とは、ホテルや旅館、ペンションなどのことですが、民宿やバンガローは対象となりません。）

建築とは、大規模な修繕や模様替、用途の変更を含みます。

1 事前相談

条例第7条・指導基準第3

*まず、建築するホテル等について、役場で助言・指導を受けてください。

*各種の図面や営業計画概要書が必要です。

〔別記様式第1・第2〕



2 計画の公開

条例第9条・施工規則第9条



*建築敷地内に計画の概要を記載した標識を設置してください。

〔様式第4号〕

*周辺住民への説明会を行うなど紛争防止や環境保全に努めてください。

3 届出

条例第5条・施工規則第6条

*事前相談をし、周辺住民に計画の公開を行ったあと、建築の届出をしてください。

*この届出は、建築基準法に基づく建築の確認の申請を提出する前に行ってください。〔様式第1号〕

4 審議会

*届出があると「清川村ホテル等建築審議会」において条例の規格に適合しているかどうか審議します。

*適合している場合は、同意書を交付します。

*適合していない場合は、不同意書を交付しますので適合していないところを修正し、再度届出をしていただきます。



5 環境保全協定

条例第8条・施行規則第8条・指導基準第5

*同意書の交付後、建築物の形状や構造、周辺環境の保全、敷地内の緑化等について「環境保全協定」を締結していただきます。

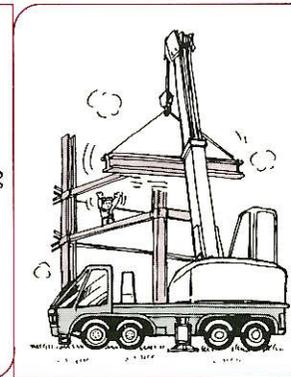
6 建築

工事着手

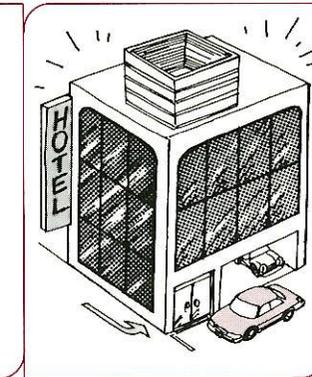


指導基準第4・工事着手届〔別記様式第3〕

建築



工事完了



指導基準第4・工事完了届〔別記様式第4〕

完成調査

